

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

64期



弁護士生活の礎

会員 高津 陽介 (64期)

1 給費制最後の修習生

64期と言えば、給費制最後の修習生である。本来は我々の期から貸与制へ移行することが予定されていたが、急転直下、貸与制への移行が延期され、無事給費をいただけることになったという数奇な運命をたどった期である。給費制のありがたみをかみしめつつ、私は「誘われたら断らない！ できるだけたくさんのご経験を！」ということをやがけた。具体的には、部屋にテレビを置かず、常に外へ出かける準備を万端にする体制を敷いた。その結果、テレビを見る習慣がなくなり、現在もなお我が家にテレビはない。現在では、諸先輩方に「うちにはテレビがないんです」と言うと、「最近の若手はそんなに困窮しているのか！」と驚かされてしまうという、あまり笑えないリアクションが返ってくる。

2 にぎやかな東京3班

前期修習のない我々世代は、東京修習のような大規模で、しかも第1クールが弁護士修習の場合、一般的に「集まる機会が乏しく、仲良くなるのが難しい」と言われている。しかし、今は司法試験合格前からロースクールを中心としたネットワークができあがっているし、メールという便利なツールもある。我々東京3班も、修習が始まる前から「班飲み」が開催され、多くの同期が集った。初顔合わせの時から、飲めや、語れや、歌えや、踊れの大盛り上がりで、「我が同期は何て個性的なんだ！」と非常に驚いたものである。その後の修習で「にぎやかな東京3班」と言わしめることになった由縁である。にぎやかな飲み会は、現在でも夜な夜な繰り広げられている。

3 東日本大震災

64期でもう一つ特徴的なことは、修習中に東日本大震災が発生したことである。東京地裁の裁判官室の窓から、丸の内の高層ビル群がグラグラと横に揺れている光景を目の当たりにし、戦慄を覚えたものである。同期の中には、地震発生直後からボランティアとして東北に駆けつける者もいて、感銘を受けた。私も遅ればせながら、原発事故損害賠償の弁護団に参加し、避難者の生活再建の一助となるよう活動を行っている。

4 集合修習

集合修習であるが、教官たちの自身の経験談を交えた講義は、毎日、目から鱗の連続だった。弁護教官に対して、「どのような時に仕事のやりがいを感じますか？」と聞いたところ、「弁護士は依頼者から感謝されるのはある意味当たり前。それはそれで嬉しいけど、本当に達成感を感じるのは、依頼者から話を聞いて、事件に見通しを立てて、それがそのとおりに進んでいって見通しどおりの結果が出た時」とおっしゃっていた。法による紛争解決専門家の矜持として、座右の銘とさせていただいている。

集合修習期間中には、司法研修所のグラウンドで、埼玉修習や神戸修習の同期たちと野球の試合を行った。ここで野球の才能を見い出された私(?)は、その後、東京三会の弁護士からなる東京ローヤーズ(本誌52-53頁に関連記事あり)へ入部し、なぜか野球に夢中になっている今日この頃である。

5 終わりに

こうしてみると、まさに文字どおり修習時代の経験たちが今の弁護士生活の礎となっている。お世話になった先輩法曹には感謝してもしきれない。